

## 論点整理 2

市長 副市長の給料月額について

適正な額はいくらか

ゼロベースでの議論

議論の方向性（「適正な額」を算出する手法について）

- 1 昭和 43 年自治省行政局長通知（資料 02-02）により、審議会において参考とすることが要請されている資料の活用

近年における消費者物価指数の推移（資料 12-01）

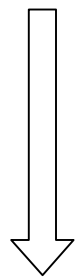
人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の市長・副市長の給与月額（資料 12-02）

青森市特別職職員の報酬額等の推移（資料 12-03）

一般職の職員の給与改定の状況（資料 12-04）

- （1）一般職の職員の給与改定（ ）には、均衡の原則が働いており、民間給与や他自治体職員の給与との均衡がとられている。一般的に、他自治体の市長の給料は当該自治体の一般職の職員の給料の状況等が勘案されて決定されていると考えられるから、青森市においても、類似団体の市長の給料の状況を勘案して決定することにより、結果として（間接的にではあるが）、消費者物価や社会情勢、それらの影響を受けた民間給与、他自治体の市長の給料、一般職の給与改定の状況など、様々な諸事情を反映させることができるのではないかと。
- （2）市長・副市長の職責は自治体共通であり、その権限・職務内容も、中核市であればほぼ共通しているから、他の中核市の市長等の給料を勘案することは理に適っているのではないかと。

市長・副市長の職責・権限・職務内容を基に、直接・個別具体的に（青森市独自に）額を算出することは、現実的には困難ではないかと。



- 2 財政規模、税収能力など青森市の財政状況に関する資料の活用

類似団体の市長の給料の状況を勘案するとしても、青森市の財政規模に応じた水準を考慮する必要があるだろうから、その財政状況を示す資料をベースにした上で、類似団体との比較により具体的な額を導く手法はないかと。

会長試案へ